### 社会福祉法人 未来 定款

第1章 総 則

(目的)

- 第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向 を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつ つ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。
  - (1) 第二種社会福祉事業
    - (イ) 幼保連携型認定こども園の経営
    - (ロ) 小規模保育事業の経営
    - (ハ) 放課後児童健全育成事業の経営
    - (ニ) 地域子育て支援拠点事業の経営
    - (ホ) 障害児通所支援事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人未来という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正 に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向 上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を静岡県掛川市に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任および解任)

- 第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任 委員会において行う。
- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営について の細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、 外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

- 第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議 員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了までとする。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了または辞任により退任した後 も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第8条 評議員に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、評議員会において 別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。
- 2 評議員には費用を弁償することができる。

#### 第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第10条 評議員会は、次の事項について決議する。
  - (1) 理事及び監事の選任または解任
  - (2) 理事及び監事の報酬等の額
  - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
  - (5) 定款の変更
  - (6) 残余財産の処分
  - (7) 基本財産の処分
  - (8) 社会福祉充実計画の承認
  - (9) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第 11 条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 カ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第 12 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集 する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

- 第 13 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 定款の変更
  - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができる ものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした時は、評議員会の決 議があったものとみなす。

#### (議事録)

- 第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

#### 第4章 役員及び職員

(役員の定数)

- 第15条 この法人には、次の役員を置く。
- (1) 理事 6名
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とすることができる。

#### (役員の選任)

- 第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

#### (理事の職務及び権限)

- 第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行 の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

- 第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況 の調査をすることができる。

#### (役員の任期)

- 第 19 条 理事または監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事または監事は、第 15 条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了または辞任により 退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有 する。

### (役員の解任)

- 第 20 条 理事または監事が、次のいずれかに該当する時は、評議員会の決議によって解任することができる。
  - (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠った時。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えない時。

#### (役員の報酬等)

- 第 21 条 この法人の全理事の報酬総額は年間500,000円以内とする。また、この法人の全 監事の報酬総額は年間500,000円以内とする。この範囲内で、評議員会において別に定め る報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 役員には費用を弁償することができる。

#### (職員)

- 第22条 この法人に、職員を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

#### 第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第 24 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては 理事長が専決し、これを理事会に報告する。
  - (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

- 第25条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けた時または理事長に事故がある時は、各理事が理事会を招集する。

(決議)

- 第 26 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席 し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。) の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした時(監事が当該提案について異議を 述べた時を除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

- 第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。
- 2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

- 第 29 条 基本財産を処分し、または担保に供しようとする時は、理事会及び評議員会の承認を得て、掛川市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、掛川市長の承認は必要としない。
  - (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
  - (2)独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

- 第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、または確実な有価 証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

- 第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の 閲覧に供するものとする。

#### (事業報告及び決算)

- 第 32 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成 し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
  - (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の付属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
  - (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の付属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時 評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認 を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するととも に、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
  - (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 事業の概要等を記載した書類

#### (会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

#### (会計処理の基準)

第 34 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

#### (臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようと する時は、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

#### 第7章 解散

#### (解散)

第36条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

#### (残余財産の帰属)

第 37 条 解散(合併または破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の 決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出 されたものに帰属する。

#### 第8章 定款の変更

(定款の変更)

- 第38条 この定款を変更しようとする時は、評議員会の決議を得て、掛川市長の認可(社会福祉 法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなけれ ばならない。
- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をした時は、遅滞なくその旨を掛川市長に 届け出なければならない。

#### 第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 39 条 この法人の公告は、社会福祉法人未来の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞または 電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 原 本 複 金 美 す 吉 忠 が 補 木 川 田 玉 本 岡 児 山 片 監 『 』 』 』 監 『 』 』 監 』 の た 複 金 美 す 吉 忠

附則

- この定款は、平成29年4月1日から施行する。
- この定款は、2020年10月1日から施行する。
- この定款は、2022年7月1日から施行する。
- この定款は、2023年7月1日から施行する。
- この定款は、2025年7月1日から施行する。

附 則

第5条で定める評議員の人数は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は「4名以上」とする。

## 別表

### (1) 建物

番号	所 在	構造	種類	床面積	摘要
1	掛川市家代字江津 1761番地1、1771番地1	木造瓦葺平家建	保育園	550. 85 m²	桜木こどもの森 家屋番号1761番1
	掛川市家代字宇洞 1367番地1、1369番地	木造瓦葺平家建	保育園	215. 72 m²	符号1
	掛川市遊家字家代飛地1 209番地1	木造合金メッキ 鋼板葺平家建	保育園	136. 10 m²	符号2
		木造合金メッキ鋼板葺平 家建	保育園	106. 30 m²	符号3
				0	
2	掛川市家代の里一丁目	鉄骨造合金メッキ 1階	保育所		掛川こども園
	5番地1	鋼板葺2階建 2階	幼稚園		家屋番号5番1
3		木造合金メッキ鋼板葺平	保育所	230. 72 m²	符号
4		家建	幼稚園 保育所	230. 72 m²	<b>が早</b> の
4		木造合金メッキ鋼板葺平 家建	幼稚園	230. 72 III	付方乙
5		<sup>                                  </sup>	切性園 保育所	242. 83 m²	佐里 2
J			幼稚園	242. 03 III	1/1 /2 /3
6			保育所	222. 83 m²	符号 /
O		家建	幼稚園	222. 00 III	10 O =
7	掛川市家代の里一丁目 19番地1	鉄骨造合金メッキ鋼板葺 平家建	保育所 幼稚園	938. 69 m²	符号5
8	掛川市家代の里一丁目 19番地16	木造合金メッキ鋼板葺平 家建	物置	1. 81 m²	符号6
9	掛川市家代の里一丁目	木造合金メッキ鋼板葺平	保育園	52. 99 m²	符号7
	5番地1	家建	幼稚園		(こどもの里)
10	掛川市家代字江津 1737番地 1738番地1	木・鉄骨造瓦 亜鉛メッキ鋼板葺	保育所	354. 11 m²	さくらぎこども館
		合金メッキ鋼板葺 二 階 建			家屋番号1737番
11	掛川市家代字江津 1742番地2	木造合金メッキ鋼板ぶき 平家建	保育所	231. 86 m²	家屋番号1742番2

# 別表

# (2) 土 地

番号	所 在	面 積	摘要	
1 2 3 4 5 6 7 8	掛川市家代字江津1761番1 掛川市家代字江津1766番 掛川市家代字宇洞1367番 1 掛川市家代字宇洞1369番 掛川市遊家字家代飛地1209番1 掛川市家代字江津1771番1 掛川市家代字江津1772番1 掛川市家代字江津1772番2	3. 029. 33 m² 46. 00 m² 774. 64 m² 1. 462. 00 m² 793. 24 m² 413. 41 m² 79. 33 m² 56. 19 m²	墓宅雑宅宅宅地地地地地地	桜木こどもの森
9 10 11	掛川市家代の里一丁目5番1 掛川市家代の里一丁目19番1 掛川市家代の里一丁目19番16	7. 185. 74 m² 2. 218. 60 m² 2. 529. 56 m²	宅地	掛川こども園
12 13 14 15 16 17 18 19 20	掛川市家代字江津1737番 掛川市家代字江津1738番1 掛川市家代字江津1742番1 掛川市家代字江津1742番2 掛川市家代字江津1743番 掛川市家代字江津1744番 掛川市家代字江津1745番 掛川市家代字江津1746番 掛川市家代字江津1750番1	1. 040. 44 m² 1. 641. 00 m² 280. 99 m² 95. 86 m² 211. 57 m² 105. 78 m² 26. 44 m² 300. 00 m² 208. 00 m²	山宅宅宅宅宝山林地地地地林	さくらぎこども館